

年 月 日

道 路 占 用 許 可 申 請 書

道 路 管 理 者
熊 本 市 長 様

〒
住 所

氏 名 _____ 印

担当者（連絡先）
T E L

道路法 第 3 2 条 の規定により 許可を申請
第 3 5 条 協 議 します。

占用の目的						
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他	
	場 所	熊本市				
占用物件	名	称	規	模	数	量
占用の期間	年	月	日	から	間	占用物件 の 構 造
	年	月	日	まで		
工事の時期	年	月	日	から	間	工事实施 の 方 法
	年	月	日	まで		
道 路 の 復 旧 方 法	原 形 復 旧				添付書類	
備 考						

記載要領

1. 「許可申請 協議」、 「第32条 及び 第35条」 「許可を申請 協議」 については、該当するものを○で囲むこと。
2.

新 規	更 新	変 更
--------	--------	--------

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
4. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
5. 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きにすること。
6. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

占用者の守るべき事項

1. 道路占用許可指令書の写しは占用者名、許可年月日、許可書の番号及び占用期間を示した標札を見易い箇所に掲示しなければならない。
2. 占用許可を受けた以外の物件を設置したり、許可を受けた構造、工事の実態の方法等を変更してはならない。また、占用許可区域外の使用をしてはならない。
3. 占用権は他人に譲渡、転貸し又は担保に供してはならない。
4. 占用の物件は道路の管理上、交通上及び公益上支障を生じないように維持管理しなければならない。
5. 占用の期間を更新しようとするときは、期間満了日の15日前まで申請しなければならない。
6. 次の何れかに該当するときは、道路管理者にすみやかに届け出なければならない。
 - (1) 申請者本人が死亡したとき。
 - (2) 申請者の住所若しくは事務所の位置又は氏名・商号を変更したとき。
7. 次の何れかに該当するときは、道路管理者へ届け出て自己の費用で原形に復旧しなければならない。
 - (1) 占用期間が満了したとき
 - (2) 占用を廃止したとき
 - (3) 占用を取消されたとき。(道路管理者において道路に関する工事の為占用を取消された場合を除く。)
 - (4) 占用により道路又は既設工作物に損傷を与えたとき。

使用等に伴う掘さく者の守るべき事項

1. 埋戻しは発生土砂ではなく良質土及び碎石を使用し、各層ごとに転圧を行い確実にしめ固めること。
2. 砂利道、舗装道の表面仕上げを行う場合においては、路面を砂利及び衣土をもって掘さく前の路面形にしめ固めること。
3. 掘さくした土砂は交通に支障のない片側に搬出してみだりに道路に堆積しないこと。また、道路占用工事板、工事標識、防護柵、赤色灯、交通整理員を配置し、事故防止に万全の措置を講じること。
4. 工事を施行する一区間は最大20mまでとし、その工事を仕上げた後随時施行すること。また、道路を横断して埋設する場合には、片側ずつ施工すること。
5. 本工事により道路及び道路施設に損傷を与えた時は、道路管理者の指示に従い、自己の費用で原形に復旧すること。
6. 本工事を施行する場合は、地元地権者・所轄警察署及び関係機関と十分な打合せを行い交通に支障を与えないこと。また、バス路線においてはバス会社と十分な打合せを行うこと。
7. U型側溝水路等を横断下越の場合は、特に既設側溝物の沈下等が起こらないよう補強措置を講じること。
8. 本復旧については、影響巾を確保後、側溝まで120cm未満の場合は、残存部分を含めて同一面で復旧すること。
9. 仮復旧期間中は、影響復旧部に占用者名を標示すること。
10. 路面復旧工事完了の検査の日から2年以内に当該路面復旧工事に起因する路面の沈下、破損等の損傷が生じたときは、使用者の責任において、その損傷を補修すること。